



事件番号 令和 2 年 (ハ) 第 000 号
損害賠償請求事件
原 告 ○○
被 告 ○○

移送申立書に対する意見書

令和 2 年 2 月 12 日

名古屋簡易裁判所民事 1 係御中

原 告 ○○

第 1 本意見書の趣旨

本件を名古屋地方裁判所に移送するとの申立てを却下する。
との決定を求めます。

第 2 被告の申立てに対する原告の意見

原告は、令和 2 年 2 月 3 日付移送申立書に対する原告の意見を下記
のとおり申し述べます。

なお、添付文書として同意書正副各 1 通、証拠として甲第 3 号証な
いし甲第 6 号証を添付いたします。

記

1 名古屋地方裁判所令和元年 (ワ) 第 5115 号地位確認等請求事件 (以
下「他方事件」という。) は、他方事件の被告である株式会社トライグル
ープ (以下「当該法人」という。) 及び同代表者代表取締役に対して、違法・
不当な就労拒否及び違法な解雇処分における地位確認及び無効な解雇の意
思表示日以降の賃金支払請求ならびに明らかな労働基準法違反の未払割増
賃金等の賃金支払請求等を求める趣旨であり、現在のところ慰謝料につい
ては当該請求の趣旨に含めていない (甲 5)。

一方で、本件は他方事件の被告による甲 3 によれば、

本件被告)「…もし〇〇さんをやめさせていただけるのであれば僕は〇〇校でこれまでどおり頑張ってお仕事させていただきますが、やめさせないのであればすぐにでも他の校舎に移りたいと考えております。」

本件被告)「…(原告を)絶対にやめさせた方がいいと思います。」

本件被告)「辞めさせることができないのであれば、僕はすぐにでも他の校舎に移りたいと思っています。本当に怖いので」

不詳な人)「…〇〇と〇〇さんを同時に辞めてもらう結論しか無いよう思います。」

本件被告)「どちらかが移動ということではなくですか?」

不詳な人)「〇〇は異動ですかね」

不詳な人)「…両成敗となるかなと。」

このように、上記本件被告及び〇〇の言動が事実であるかどうかは別にして、本件被告は私的なことを会社に持ち込み、当該私的なことを不詳な人と①原告を辞めさせて欲しい、②原告を辞めさせないのであれば本件被告本人は直ちに他の教室に異動を希望している、③原告又は本件被告の異動、④原告及び本件被告両者に辞めてもらう、とこうした話し合いを〇〇でしていたというのである。他方で、原告は令和元年11月15日の第1回労働審判手続期日において当該期日当日に当該書証を受領し、労働審判委員会は原告に対して、「ここまでいわれてまでなぜ、本件とは別に名誉毀損等で訴えないのか。」との理由を問われたため、原告は「今のところ…職場復帰に支障を来すからです。」と応えた。反対に他方事件被告は、労働審判委員会から当該書証の原本の提示を求められていたが、他方事件被告は「機種変更でデータが残っていません。」と応えた。したがって、原告は他方事件の証拠としては取り扱わず、他方事件の証拠説明書に含めなかつた。一方、本件被告は平成30年10月5日以降も引き続き、原告をとりまく周囲の方々の原告の評価をおとしめる言動をし続けて、妻帯者で

ある原告の名譽を損ない及びその他およそ30名の講師らに対する風評被害等に対する慰謝料及び当該損害に対する損害賠償を求める趣旨である。

したがって、本件がひいては他方事件の関連事件として因果関係があるか否かに関して、現在のところ他方事件被告の立証がないから原告は当該因果関係について不知であるところ、本件は他方事件との因果関係による損害を争点とするものではなく、他方、他方事件においても本件被告が争点とはなっていないと解すところである。よって、前記のとおり、本件と他方事件及び各事件の各請求の趣旨はその性質を異にする。

2一方で、本件被告は令和元年（ノ）第〇〇号損害賠償請求調停事件（甲1）（以下「調停事件」という。）の答弁書2頁第2調停についての意見7行目において「二重に」と述べている（甲2・2頁・7行目）が、原告は本件被告に対して、調停期日において調停委員にご説明し申し上げましたとおり、1で詳述したとおり趣旨の異なる各請求をおこなっているのであるから、一方的に各被告らが二重の請求であると解して、各事件の併合を御庁に求めるることは各被告らの解釈誤りであり、そのような筋合にはないというべきである。しかしながら、移送申立書記載第2申立ての理由によれば、本件被告は、他方事件の当該法人の執行役員らとメール等でやりとりする立場（甲4）にあることからも、本件と他方事件の原告の請求は、本件被告及び他方事件の被告である当該法人、ならびに同代表者代表取締役である平田友里恵氏らの共同不法行為であるとみなして、各被告らは、各自が連帶してその各損害を賠償する責任を負うことに同意していると解

されるところ、すなわち、これら前提条件を満たすときに限り、本件を名古屋地方裁判所に移送し、これらの事件を併合して審理することが相当であり、本件を名古屋地方裁判所に移送する理由があると解すところである。

3 ただし、本件被告の同意の「効力を肯定するには、それが上告人の自由な意思に基づくことが明確でなければならない。」と判示している（最高裁判所昭和44年（オ）第1073号同48年1月19日第二小法廷判決・民集27巻1号27頁参照）（甲6）から本件に準用し、申立書2頁上から7行目、まず、「当職らが被告とトライグループ双方の代理人となっている」ことが問題であるから、つぎのとおり裁判官色川幸太郎の反対意見を引用すると、前記第二小法廷判決6頁下から9行目「個々の労働者は到底使用者と対等の立場にはないのであるから、個々の労働者の具体的な場合における権利の放棄ないし不行使に、…中略…労働組合もしくは、それに代わる者の同意を得ることを条件にしたごときも、上述の虞れに対する深い配慮のあらわれというべきであろう。私的自治の美名の下に、労働者の使用者に対する屈従を拱手傍観しては、労働基準法制定の趣旨は到底達成できるものではないのである。」すなわち、当該同意が「使用者から抑圧を受けたものではなく、真に自由な意思によるものであると認めるにあたっては、それによって、当該労働者がいかなる事実上、法律上の利益を得たものであるかなど、労働者がその権利を放棄するにつき合理的な事情の存在したことが明らかにせられなければならないであろう。もしかかる事情が立証されないときは、むしろ逆に、放棄（同意）が自由な意思によつた

ものでないことが推定されるという妨げない。」

4 したがって、原告は当該申立ての前提条件となる当該同意について原告は、本意見書に添付した同意書の当該原本を御序に対して本件被告が提出することを求めます。

5 こうして当該前提条件が調い、本件被告の申立ての理由が各被告らが連帶して原告の各損害を賠償する趣旨である場合であるとき、各事件を併合する理由があると解すべきである。一方で、当該申立ての理由は、現在のところ当該前提条件を欠き、訴訟代理人及び他方事件被告のベネフィットについてのみ記載がある。そうすると、各請求の趣旨及び各争点の異なる各事件の併合につき御序が検討する理由がない。したがって、本件被告の申立ての趣旨とは逆に各訴訟の進行に混乱を來して原告及び各被告ら並びに各裁判所の経済的合理性を阻害するものであり、本件被告の申立ての理由とは逆の結論をもたらすものであると解すべきである。

6 付言するに、のぞみ総合法律事務所には多数の弁護士が在籍していることはH P等で明らかであるが、予め本件の口頭弁論期日を知りながら、期日に出廷できない代理人3名の名を連ね、期日直前になってから悪意で移送申立てを行い、期日を先送りにしたことは、御序を愚弄するものであると解すところ、およそ証拠の捏造等に時間を要するからであろうか。一方で、本件は調停事件として令和元年11月28日申立日から係争中(甲1)であり、本件訴訟代理人弁護士松林智紀氏は当該調停期日には出席し原告の主張を知りながら、令和2年2月3日時点において、本件答弁書は未だ

「追って主張する。」としているのは、本件被告の主張する訴訟経済性からはほど遠い支離滅裂な言動であり、当該訴訟代理人から訴訟経済性について語られるとは失笑である。原告の私から申し上げるまでもなく、各事件の早期解決が最も原告及び各被告ら並びに各裁判所の経済的合理性に資する。したがって、各訴訟の進行に混乱を來してまで、移送・併合を検討する余地はない。

7 本件被告の移送申立書に対する原告の意見は前記のとおりである。したがって、当該申立てには理由がないから、可及的速やかに却下されるべきものである。

よって、原告は、被告に対して、第1本意見書の趣旨のとおり決定を求めます。

以上

証拠方法

- 甲第3号証 ○○との○○のやりとり甲第4号
証被告と当該法人の執行役員との ールのやりとり
甲第5号証 名古屋地方裁判所令和元年(ワ)第5115号地位確認
等請求事件の訴状にかわる準備書面(5)
甲第6号証 最高裁判所昭和44年(オ)第1073号同48年1月
19日第二小法廷判決・民集27巻1号27頁